

議案 1 大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会への構成員の追加について

構成員 : 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会 代表理事

【内容】

大阪ビジネスパーク協議会を、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の構成員とする。

【説明】

都市再生特別措置法第19条第2項の規定に基づき、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会において、整備計画および都市再生安全確保計画の策定、更新、および実施に係る連絡調整を行う者として、大阪ビジネスパーク協議会を加えるものである。

議案 2 大阪ビジネスパーク協議会が都市安全確保促進事業の実施主体になることについて

事業実施主体 : 一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会

【内容】

都市安全確保促進事業（国土交通省）を活用し、平成27年3月に策定した「大阪ビジネスパーク駅周辺地域都市再生安全確保計画」の目標に掲げているソフト面での対策として、退避行動のルールづくりや災害対応マニュアルの整備等の取り組みを「大阪ビジネスパーク協議会」が実施する。

【説明】

当地域においては、平成24年度、25年度に都市再生安全確保計画策定事業費補助金（内閣府）を活用し基礎調査を行い、平成26年度には大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会を開設立し基本計画の承認を得ている。今後も事前調査や都市再生安全確保計画の作成を行ってきた大阪ビジネスパーク開発協議会が計画に沿った都市再生安全確保事業の実施主体となっていくが、8月18日に「一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会」に組織および名称変更を行った。

今回の大阪ビジネスパーク協議会の協議会加入にあわせ、事業の実施主体を株式会社竹中工務店から一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会に変更するものである。

なお、今回の議案については、協議会規約第9条の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。